

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第27期

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

株式会社WOW WORLD

「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.wow-world.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

新株予約権等の状況

① 2022年3月期の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権

新株予約権の名称	第8回新株予約権	
発行決議日	2020年6月30日	
新株予約権の数	2,000個	
株式の種類と数	普通株式 200,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 143,600円 (1株当たり 1,436円)	
権利行使期間	2022年7月1日から2030年6月30日まで	
行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任及び定年退職の場合並びにその他正当な理由の存すると当社の取締役会が認めた場合はこの限りでない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	
役員の保有	取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	新株予約権の数 890個 目的となる株式数 89,000株 保有者数 4名
	社外取締役 (監査等委員であるものを除き社外取締役に限る)	—
	監査等委員である取締役	—

② 2022年3月期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年5月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	8,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 800,000株
新株予約権の払込金額	総額11,880,000円 (本新株予約権1個につき1,485円)
新株予約権の払込期日	2020年6月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 130,500円 (1株当たり 1,305円)
新株予約権の行使期間	2020年6月4日から2026年6月3日まで

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>行使の条件</p>	<p>(1) 本新株予約権者は、2020年6月4日から2021年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間、組織再編行為（以下に定義される。）若しくは支配権変動事由（以下に定義される。）が発生し若しくは当社の意思決定機関（複数の機関により決定・承認を行う必要がある場合は、その開催が早い方）により決定・承認された場合、又は当社以外の者により公開買付け（以下に定義される。）が行われた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 「組織再編行為」とは、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転をいう。 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。 「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けをいう。</p> <p>(2) 本新株予約権者は、行使期間中、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある行使価額の120%を超えた場合には、2021年6月4日から2026年6月3日（但し、当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間において、いつでも本新株予約権を行使することができる。なお、本号において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、2021年6月4日から2026年6月3日（但し、当該期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間、組織再編行為若しくは支配権変動事由が発生し若しくは当社の意思決定機関（複数の機関により決定・承認を行う必要がある場合は、その開催が早い方）により決定・承認された場合、又は当社以外の者により公開買付けが行われた場合には、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4) 各本新株予約権に付された各本新株予約権のうちの一部のみを行使することはできないものとする。</p>
<p>割当先</p>	<p>第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をJ-GIA 1号投資事業有限責任組合に割当てた。</p>

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,506千円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62,786千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」の内訳は以下のとおりです。

(1) 会計監査人の報酬等（会社法および金融商品取引法に基づく監査報酬） 28,756千円

(2) 2023年3月期のIFRSの適用に備えた、IFRS比較年度財務諸表に関する監査業務に関わる報酬 9,750千円

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査のこれまでの職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかについて精査し、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である国際会計基準への移行準備業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で基本方針を決議しております。

① 業務の適正を確保するための体制

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営の基本方針に則った「行動憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

管理部門担当役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し、運用する。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の職務執行に関する情報を「文書管理規程」に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

既存の「経理規程」、「与信管理規程」等に加え、今後も必要に応じて都度運用方法を見直し、新たな規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する責任は、管理部門担当役員とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。損失リスクが現実化した場合は、取締役会において責任者を選任することにより迅速かつ適切に対応する体制を構築する。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(I) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、当社の職務については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づいて行うこととする。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。

(II) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社において、協議事項、報告事項、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を設け、当社・子会社間において会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社並びに子会社のコンプライアンス体制を構築する。また、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲を子会社まで広げるものとする。

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受けつける内部通報窓口を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。

(2) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、定期的又は適時に報告して、定例会又は取締役会において情報共有並びに協議を行う。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において、経営企画室と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営企画室は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、代表取締役へ報告する。

- (カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、内部監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

内部監査室員が監査等委員会を補助すべき使用人として指名された場合は、当該内部監査室員の人事異動、懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。また、当該内部監査員の人事評価については、監査等委員会は意見を述べることができる。

- (キ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- (ク) その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役として取締役会の決議に加わるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

なお、監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

その他監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用に関しても、会社が負担するものとし、速やかに前払い又は償還を行うものとする。

(ク) 財務報告の信頼性を確保するための体制

決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、「内部統制規程」による内部統制評価運用責任者を設置し、同規程に基づいて適切に運用する。

(コ) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については経営管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保するものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(ア) 取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を原則として1ヶ月に1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(イ) コンプライアンス体制について

コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎週月曜日に実施する朝礼や入社時の研修、毎月1回開催する全体会議を通じ、随時法令遵守の周知徹底を取締役及び従業員を対象に実施しております。また、「内部通報規程」「内部通報制度細則」に基づき、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め社外弁護士を含む通報窓口を設置し、さらに、通報者保護を「内部通報規程」に明記し運用しております。

(ウ) リスク管理について

「危機管理規程」を定め、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。

(I) 子会社の経営管理について

子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき当社の役員を必要に応じ取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、子会社の取締役会決議事項につきましては、「取締役会規則」に基づき、当社取締役会にて決議承認しております。

(II) 監査等委員会について

監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めております。併せて会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な会議への出席等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	322,420	392,054	1,269,342	△307,139	1,676,678
会計方針の変更による累積的影響額			△163,660		△163,660
会計方針の変更を反映した当期首残高	322,420	392,504	1,105,681	△307,139	1,513,017
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△101,003		△101,003
親会社株主に帰属する当期純利益			213,432		213,432
自 己 株 式 の 取 得				△345,609	△345,609
自 己 株 式 の 処 分		116,363		55,923	172,287
自 己 株 式 の 消 却		△370,232		370,232	—
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△253,869	112,428	80,546	△60,893
当 期 末 残 高	322,420	138,185	1,218,110	△226,592	1,452,124

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	66,612	66,612	52,630	17,219	1,813,140
会計方針の変更による累積的影響額				△8,729	△172,390
会計方針の変更を反映した当期首残高	66,612	66,612	52,630	8,489	1,640,750
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△101,003
親会社株主に帰属する当期純利益					213,432
自 己 株 式 の 取 得					△345,609
自 己 株 式 の 処 分					172,287
自 己 株 式 の 消 却					
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△27,943	△27,943	41,405	4,579	18,042
当 期 変 動 額 合 計	△27,943	△27,943	41,405	4,579	△42,851
当 期 末 残 高	38,669	38,669	94,035	13,069	1,597,899

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 4社
- ② 連結子会社の名称 株式会社FUCA
株式会社ままちゅ
株式会社CONNECTY HOLDING
株式会社コネクティ

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 0社
- ② 前連結会計年度に持分法適用会社であった株式会社グリーンゼは、2021年12月に株式の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品、貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15～18年
- ・工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

- ・商標権 耐用年数10年による定額法を採用しております。
- ・ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・顧客関連資産 顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（6年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株式給付引当金

当社従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

具体的な収益認識基準は、次のとおりであります。

エンタープライズ・ソフトウェア事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。一定期間にわたり収益を認識する取引として、CRM及びCMSのクラウドサービスにかかる初期構築作業及び月額サービス提供、オンプレミスにかかるライセンス販売、導入作業及び保守があります。クラウドサービスについては、初期構築作業料を契約当初に一括して収受し、月額サービス料は月次で収受しますが、初期構築作業及び月額サービス提供を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が主の時の経過につれて充足されます。そのため、初期構築作業料については顧客との契約に係る取引価格を契約負債として繰延べ、顧客へのサービス提供が見込まれる期間にわたり均等に収益を認識しており、月額サービス料については月次で収益を認識しております。オンプレミスについては、ライセンス販売及び導入作業を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が工事の進捗度に応じて充足されるため、工事期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。オンプレミスにかかる保守については、別個の履行義務として認識しており、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保守料を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

デジタル・マーケティング運用支援事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることにより収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

EC事業における収益は、商品が顧客に引き渡される時点にて収益を認識しており、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
10年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、クラウドサービス契約の初期導入にかかる収益について、従来は、主として顧客のサービス利用開始時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が10,808千円減少し、売上原価は11,168千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ360千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は163,660千円、非支配株主持分の当期首残高は8,729千円それぞれ減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループは、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しております。

当社グループは、前連結会計年度における株式会社コネクティの子会社化によるCMSクラウドサービス

の提供及び前年度策定した中期経営計画に基づく各種施策を通じて、当社グループにおけるクラウドビジネスを中心としたサービス提供型ビジネスの重要性が更に拡大してきたことに伴い、当社の有形固定資産の実態を見直しました。その結果、当該資産は使用期間にわたり安定的に使用されること、また、新収益認識基準の適用に伴い、収益はより契約期間にわたり平準的に獲得されることから、費用を当該資産の使用期間にわたり均等に負担する定額法に変更することが経済的実態をより適切に反映させる合理的な方法であると判断しました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

株式会社 CONNECTY HOLDINGののれんの減損

①連結計算書類に計上した金額

のれん 465,576千円

②見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、上記ののれんについて、取得時から10年に亘り定額法により規則的に償却しておりますが、その収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなったと判断される場合には、減損処理が必要になります。

上記ののれんについては、株式会社CONNECTY HOLDING買収時の事業計画等を勘案し減損の兆候はないものと判断しておりますが、株式会社CONNECTY HOLDING及び同社の子会社である株式会社コネクティにおいて経営・市場環境の変化等により事業計画の重要な未達が発生し、又は将来の不確実性が増した場合には、減損処理により翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

建物の減価償却累計額 36,108千円

上記、減価償却累計額には、減損損失累計額12,687千円が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
エンタープライズ・ソフトウェア事業	建物	東京都新宿区	1,384
デジタル・マーケティング運用支援事業	建物	東京都新宿区	11,302

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社コネクティは、本社移転の意思決定を行い、その本社の固定資産につき、将来の使用見込みがなくなったことに伴い、減損損失（12,687千円）を認識しております。

当社は、事業用資産については事業を基礎とし、遊休資産については個別単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額について、本社移転の意思決定に伴い、使用見込みがなくなったことから、回収可能価額を零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	4,412,400	－	413,316	3,999,084

（注）発行済株式の総数の減少は自己株式の消却413,316株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
自己株式				
普通株式（注）	440,161	120,682	428,183	132,660

- （注）
1. 普通株式の自己株式の株式数の増加120,682株は、自己株式の取得120,682株であります。
 2. 普通株式の株式数の減少428,183株は、自己株式の消却413,316株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分8,521株、株式付与E S O P信託が処分した当社株式6,346株であります。
 3. 当事業年度期首及び当事業年度末の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ67,906株、132,660株含まれております。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の残高		9,661個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式	966,100株

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月20日 取締役会	普通株式	101,003	25	2021年3月31日	2021年6月7日

(注) 2021年5月20日取締役会決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が所有する当社株式に対する配当金1,697千円が含まれております

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	119,972	30	2022年3月31日	2022年6月8日

(注) 2022年5月19日取締役会決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が所有する当社株式に対する配当金3,979千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、元本の安全性を第一とし、主に預貯金又は銀行等の安定性のある金融商品等を中心に運用しております。

売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って、取引開始時及び定期的な与信調査、回収状況や残高の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直し等を実施することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

投資有価証券は、投資信託及び業務提携に関連する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期発見や軽減を図っております。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、各部門からの報告に基づき、経営管理部が資金繰計画を作成、更新することにより、当該リスクを管理しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、運転資金および設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであります。一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式（連結貸借対照表計上額101,810千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	99,994	99,994	－
(2) 差入保証金	90,362	89,961	△401
資産計	190,356	189,955	△401
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	734,065	713,309	△20,755
負債計	734,065	713,309	△20,755

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	81,473	－	－	81,473
投資信託	18,521	－	－	18,521
資産計	99,994	－	－	99,994

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	89,961	－	89,961
資産計	－	89,961	－	89,961
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	－	713,309	－	713,309
負債計	－	713,309	－	713,309

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式及び投資信託

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、償還すると見込まれる期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形及び売掛金	362,029	—	—	—
預け金	87,444	—	—	—
差入保証金	39,009	51,353	—	—
合計	488,482	51,353	—	—

④ 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	166,284	165,444	152,304	89,756	24,704	135,573
合計	166,284	165,444	152,304	89,756	24,704	135,573

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	エンタープライズ・ソフトウェア事業	デジタル・マーケティング運用支援事業	EC事業	計		
CRM	1,351,596	230,857	－	1,582,453	－	1,582,453
CMS	234,742	571,653	－	806,396	－	806,396
オンプレミス	324,093	－	－	324,093	－	324,093
ベビー服	－	－	117,733	117,733	－	117,733
その他	－	－	－	－	3,090	3,090
顧客との契約から生じる収益	1,910,433	802,510	117,733	2,830,677	3,090	2,833,767
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,910,433	802,510	117,733	2,830,677	3,090	2,833,767

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	エンタープライズ・ソフトウェア事業	デジタル・マーケティング運用支援事業	EC事業	計		
一時点で充足	－	－	117,733	117,733	－	117,733
一定期間にわたり充足	1,910,433	802,510	－	2,712,944	3,090	2,716,034
合計	1,910,433	802,510	117,733	2,830,677	3,090	2,833,767

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

・エンタープライズ・ソフトウェア事業

エンタープライズ・ソフトウェア事業は、当社及び連結子会社の株式会社コネクティから構成されており、当社において「WEBCAS」シリーズの企画・開発・販売・保守及び株式会社コネクティにおいて「Connecty CMS on Demand」の企画・開発・販売・保守を行っております。

CRMは、主にWEBCASシリーズのクラウドサービスにかかる収益を対象としております。CMSについては、主にConnecty CMS on Demandのクラウドサービスの収益を対象としております。オンプレミスについては、WEBCASシリーズのオンプレミスのライセンス、導入費用及び保守の収益を対象としておりません。

エンタープライズ・ソフトウェア事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。一定期間にわたり収益を認識する取引として、CRM及びCMSのクラウドサービスにかかる初期構築作業及び月額サービス提供、オンプレミスにかかるライセンス販売、導入作業及び保守があります。クラウドサービスについては、初期構築作業料を契約当初に一括して收受し、月額サービス料は月次で收受しますが、初期構築作業及び月額サービス提供を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が主に時の経過につれて充足されます。そのため、初期構築作業料については顧客との契約に係る取引価格を契約負債として繰延べ、顧客へのサービス提供が見込まれる期間にわたり均等に収益を認識しており、月額サービス料については月次で収益を認識しております。オンプレミスについては、ライセンス販売及び導入作業を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が工事の進捗度に応じて充足されるため、工事期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。オンプレミスにかかる保守については、別個の履行義務として認識しており、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保守料を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

・デジタル・マーケティング運用支援事業

デジタル・マーケティング運用支援事業は、当社および連結子会社の株式会社コネクティ、株式会社FUCAにより構成されており「WEBCAS」シリーズを活用したメールマーケティングのプランニング、メールコンテンツの企画・制作、ウェブサイトの受託開発、eコマース売上増強にかかるコンサルティング、画像加工・イラストレーション等を使用したホームページ・ウェブコンテンツの企画・制作を行っております。

す。また、「Connecty CMS on Demand」を活用したコーポレートサイトの企画・制作・保守を行っております。

CRMは、主にメールコンテンツの作成やコンサルティングにかかる収益を対象としております。CMSについては、主にConnecty CMS on Demandを活用したによるコーポレートサイトの企画・制作・保守を対象としております。

デジタル・マーケティング運用支援事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることにより収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

・EC事業

EC事業は連結子会社の株式会社ままちゅにより構成されており、ベビー服ECサイト「べびちゅ」の運営を行っております。

EC事業における収益は、商品が顧客に引き渡される時点にて収益を認識しており、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
期首残高	312,959千円
期末残高	362,029千円
契約資産	
期首残高	29,490千円
期末残高	25,202千円

契約負債	
期首残高	314,863千円
期末残高	363,755千円

契約資産は主に、オンプレミスにおけるライセンス販売、導入作業で工事の進捗度に応じて充足される履行義務に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、一定期間にわたり収益を認識するCRM及びCMSのクラウドサービスにおける初期構築作業料について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益を認識するに伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、203,055千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は415,090千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	385円57銭
1株当たり当期純利益	54円21銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は45.81円減少、1株当たり当期純利益は1.33円増加しております。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び子会社の本社等オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15～18年と見積り、割引率は0.267%～1.909%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,949千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
連結子会社の取得による増加額	－千円
時の経過による調整額	116千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	23,066千円

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、株式会社スペースシップ（本社：東京都港区、代表取締役：椎葉 宏、以下「スペースシップ」といいます。）との間で合併契約書を締結し、同社が運営するマーケティング事業を会社分割（新設分割）して設立する新会社の株式を取得することについて決議しました。また、新会社が実施する第三者割当増資を引き受け、子会社化することについて決議しました。

1. 株式取得の理由

当社は、メール配信やフォーム作成を軸とした自社開発製品「WEBCAS」シリーズの提供を通して、多くの企業のコミュニケーション活動を支援しております。「WEBCAS」シリーズは発売から20年を超え、これまで7,500社以上の企業・団体に導入されてきました。

昨今、IT技術が加速度的に発展し、人々が受け取る情報量は爆発的に増加しています。このような環境下で企業が顧客と良好な関係を築くには、「最適な情報を最適なタイミングで届ける」ことがより重要になると考えております。当社はこのようなコミュニケーションを具現化するため、「WEBCAS」の機能拡充やさまざまな外部ツールとの連携を実現してまいりましたが、今後はデジタルマーケティングの戦略立案および運用支援ができる体制づくりに一層注力する必要があると認識しております。

スペースシップは、大手企業をはじめとしたさまざまな業界でデジタルマーケティングを支援する事業を展開しており、当社は同社との協業体制を構築することによりデジタルマーケティングの見込み顧客の獲得から育成、顧客化まで支援することが可能となるため、今後の事業の発展と株主の利益に資す

るものと判断し、スペースシップが新設分割する新会社の株式を取得し、同社が実施する第三者割当増資を引き受け子会社化することで合意に至りました。

2. 異動する子会社の概要（予定）

(1)	名 称	株式会社ニューストリーム（新設会社）
(2)	所 在 地	東京都港区西新橋一丁目18番6号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 西川 拓社（注1）
(4)	事 業 内 容	マーケティング事業
(5)	資 本 金	10千円（予定）
(6)	設 立 年 月 日	2022年7月1日（予定）

（注1）株式譲渡及び第三者割当増資完了後、就任予定。

3. 株式取得の相手先の概要

(1)	名 称	株式会社スペースシップ（分割会社）
(2)	所 在 地	東京都港区西新橋一丁目18番6号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 椎葉 宏
(4)	事 業 内 容	マーケティング事業
(5)	資 本 金	23,000千円
(6)	設 立 年 月 日	2011年11月16日
(7)	純 資 産	△34,306千円（2021年6月期）
(8)	総 資 産	56,134千円（2021年6月期）

4. 取得株式数及び取得・譲渡前後の所有株式の状況

(1)	異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.00%)
(2)	取得株式数	6,875株 (株式譲渡：3,750株、第三者割当増資：3,125株) (議決権の数：6,875個)
(3)	異動後の所有株式数	6,875株 (議決権の数：6,875) (議決権所有割合：52.38%)
(4)	取得価額	株式会社の普通株式 27.5百万円 (株式譲渡：15百万円、第三者割当増資：12.5百万円) アドバイザー費用 (概算額) 1.0百万円 合計 (概算額) 28.5百万円

5. 日程

(1)	取締役会決議日	2022年5月10日
(2)	契約締結日	2022年5月10日
(3)	株式譲渡及び第三者割当増資実行日	2022年7月29日 (予定)

(資本業務提携の締結による株式の取得)

当社は、株式会社データビークル (以下「データビークル」といいます。) との間で資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携」といいます。) を締結し、データビークルが実施する第三者割当増資を引き受けることといたしました。

1. 本資本業務提携の理由

当社は、メール配信やフォーム作成を軸とした自社開発製品「WEBCAS」シリーズの提供を通して、多くの企業のコミュニケーション活動を支援しております。「WEBCAS」シリーズは発売から20年を超え、これまで7,500社以上の企業・団体に導入されてきました。

昨今、大量データの高速処理が可能なITインフラを安価に利用できるようになり、データ処理技術に

加え、統計学や機械学習、AIを駆使して様々な角度からデータ分析が行えるデータサイエンティストと呼ばれる人材に注目が集まっています。デジタルマーケティング領域でも顧客一人一人にフィットしたパーソナライズメールの配信や、マーケティング予算配分の最適化等、既存業務の改善と新しい戦略立案への活用が期待されています。その一方で、そのような高度な技術者を育成するには時間と資金が必要であり、データ分析の経験が十分でなくとも利用できるデータ分析ツールやデータサイエンティスト育成に注目が集まっています。

データビークルは、2014年11月にデータ分析ツール専門会社として設立され、「データサイエンスの民主化」をキーワードに統計学やプログラムの知識なしで活用できるデータ分析ツール「Data Diver」、「Data Ferry」やDX人材研修サービス等を開発・販売しています。

当社「WEBCAS」の利用企業に対して同社のツールを提供する事により、データ活用が促進されメール配信等の業務効率の改善が期待できます。さらに、当社とデータビークルが得意領域を補完することにより、統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発が可能になり、当社はデータビークルと資本業務提携を行うことが、今後の事業の発展と株主の利益に資するものと判断し、本資本業務提携を締結することで合意に至りました。

2. 本資本業務提携の内容等

(1)資本提携の内容

当社は、データビークルが新たに発行する優先株式を第三者割当により引き受けます。同社が2022年5月12日に新たに発行する優先株式143株を100,100,000円により引き受けることにいたしました。

(2)業務提携の内容

当社とデータビークルは、以下について業務提携を実施していく予定です。

①WEBCAS利用顧客1社あたりの収益向上

当社「WEBCAS」シリーズの利用企業に対して、データビークルの分析ツール、DX人材研修サービス、および受託分析サービスを販売することにより事業拡大を目指します。

②統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発

当社「WEBCAS」シリーズにデータビークルのデータ分析ツールを組み込み販売することにより事業拡大を目指します。さらにグループ会社のコネクティCDPを基盤とした統合的なデジタル・マーケティングツールの共同開発を目指します。

③データビークル取締役副社長CPO西内 啓氏を当社顧問として招聘

西内氏を当社顧問として招聘し、同氏が保有するデータ分析に関する豊富な知見を活用し上記①及び②の実現を目指します。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社データビークル
(2) 所在地	東京都港区東新橋二丁目9番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 油野 達也
(4) 事業内容	データ分析サービスの開発・提供、DX人材研修サービス及びデータ分析コンサルティングサービスの提供
(5) 資本金	342,150千円（2022年3月31日現在）
(6) 設立年月日	2014年11月11日

4. 取得株式数、取得価格及び取得前後の所有株式の状況

(1) 引受前の所有株式数	0株 (議決権の数 0個) (議決権所有割合 0.0%)
(2) 取得株式数	143株
(3) 取得価額	データビークルの優先株式 100,100,000円
(4) 引受後の所有株式数	143株 (議決権の数 143個) (議決権所有割合 9.13%)

5. 日程

(1) 契約締結日	2022年5月10日
(2) 払込期日	2022年5月12日

12. その他の注記

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

当期の連結財務諸表の作成にあたって、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響については、翌連結会計年度は継続するとの仮定を設定し、会計上の見積りを行いました。現時点においては、株式会社 CONNECTY HOLDINGののれんの評価及び減損の兆候等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しておりますが、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	322,420	697	391,860	392,557	42,587	1,205,921	1,248,508	△307,139	1,656,347
会計方針の変更による累積的影響額						△144,375	△144,375		△144,375
会計方針の変更を反映した当期首残高	322,420	697	391,860	392,557	42,587	1,061,546	1,104,133	△307,139	1,511,972
当期変動額									
剰余金の配当						△101,003	△101,003		△101,003
利益準備金の積立					10,100	△10,100	—		—
当期純利益						281,667	281,667		281,667
自己株式の取得								△345,609	△345,609
自己株式の処分			116,363	116,363				55,923	172,287
自己株式の消却			△370,232	△370,232				370,232	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△253,869	△253,869	10,100	170,563	180,663	80,546	7,341
当期末残高	322,420	697	137,991	138,688	52,687	1,232,109	1,284,797	△226,592	1,519,314

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	66,612	66,612	52,630	1,775,591
影響額				△144,375
変更後期首残高	66,612	66,612	52,630	1,631,215
当期変動額				
剰余金の配当				△101,003
利益準備金の積立				—
当期純利益				281,667
自己株式の取得				△345,609
自己株式の処分				172,287
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△27,943	△27,943	41,405	13,462
当期変動額合計	△27,943	△27,943	41,405	20,804
当期末残高	38,669	38,669	94,035	1,652,020

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・貯蔵品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15年
- ・工具、器具及び備品 2～15年
- ② 無形固定資産
 - ・商標権 耐用年数10年による定額法を採用しております。
 - ・ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金 当社従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
- ④ 株主優待引当金 株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

具体的な収益認識基準は、次のとおりであります。

エンタープライズ・ソフトウェア事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。一定期間にわたり収益を認識する取引として、CRMのクラウドサービスにかかる初期構築作業及び月額サービス提供、オンプレミスにかかるライセンス販売、導入作業及び保守があります。クラウドサービスについては、初期構築作業料を契約当初に一括して收受し、月額サービス料は月次で收受しますが、初期構築作業及び月額サービス提供を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が主に時の経過につれて充足されます。そのため、初期構築作業料については顧客との契約に係る取引価格を契約負債として繰延べ、顧客へのサービス提供が見込まれる期間にわたり均等に収益を認識しており、月額サービス料については月次で収益を認識しております。オンプレミスについては、ライセンス販売及び導入作業を単一の履行義務として認識しており、当該履行義務が工事の進捗度に応じて充足されるため、工事期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。オンプレミスにかかる保守については、別個の履行義務として認識しており、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保守料を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

デジタル・マーケティング運用支援事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることにより収益を認識しております。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、原価回収基準により収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」と

いう。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、クラウドサービス契約の初期導入にかかる収益について、従来は、主として顧客のサービス利用開始時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない工事契約については、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が26,723千円増加し、売上原価は341千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ26,381千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は144,375千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しております。

当社は、前年度策定した中期経営計画に基づく各種施策を通じて、当社におけるクラウドビジネスを中心としたサービス提供型ビジネスの重要性が更に拡大してきたことに伴い、当社の有形固定資産の実態を見直しました。その結果、当該資産は使用期間にわたり安定的に使用されること、また、新収益認識基準の適用に伴い、収益はより契約期間にわたり平準的に獲得されることから、費用を当該資産の使用期間にわたり均等に負担する定額法に変更することが経済的実態をより適切に反映させる合理的な方法であると判断しました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

株式会社CONNECTY HOLDINGの株式の評価

①計算書類に計上した金額

関係会社株式 550,322千円

②見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社は、上記の関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額に基づき減損の要否を検討しておりますが、収益性の低下により実質価額が著しく低下したと判断される場合には減損処理が必要となります。当社は、上記の関係会社株式について超過収益力を反映した実質価額は著しく低下していないものと判断しておりますが、株式会社CONNECTY HOLDING及び同社の子会社である株式会社コネクティにおいて経営・市場環境の変化等により事業計画の重要な未達が発生し、又は将来の不確実性が増した場合には、減損処理により翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 20,550千円

短期金銭債務 4,561千円

長期金銭債権 30,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 1,425千円

営業費用 35,649千円

営業外収益 2,160千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,412,400	－	413,316	3,999,084

(注) 発行済株式の総数の減少は自己株式の消却413,316株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	440,161	120,682	428,183	132,660

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加120,682株は、自己株式の取得120,682株であります。
2. 普通株式の株式数の減少428,183株は、自己株式の消却413,316株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分8,521株、株式付与E S O P信託が処分した当社株式6,346株であります。
3. 当事業年度期首及び当事業年度末の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ67,906株、132,660株含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	15,855千円
未払事業税	3,206千円
契約負債	27,761千円
減価償却超過額	43,868千円
投資有価証券評価損	28,345千円
関係会社株式評価損	15,310千円
株式給付引当金	19,777千円
その他	18,811千円
繰延税金資産小計	172,935千円
評価性引当額	△64,715千円
繰延税金資産合計	108,220千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,967千円
その他	1,552千円
繰延税金負債合計	4,520千円
繰延税金資産の純額	103,700千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%
評価性引当額の増減	0.8%
税額控除	△0.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.1%</u>

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、割引率は0.267～0.686%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,116千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	65千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	<u>10,181千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ままちゅ	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 (注)	50,000	関係会社 短期貸付金	20,000
						関係会社 長期貸付金	30,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 402円95銭

1株当たり当期純利益 71円54銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は32.61円減少、1株当たり当期純利益は4.65円増加しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. その他の注記

該当する事項はありません。